「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ

(2023年2月版)

●別途お渡ししている「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

1. 対象のご契約のしおり・約款

①保険組曲Best(2022年5月版)

②保険組曲Best(更新・変更)(2021年6月版)

〈〈対象の普通保険約款および変更内容〉〉

- ●第18条 第3項の改正および第4項の新設
 - ・無配当入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款
 - ・無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款
- ●第17条 第3項の改正および第4項の新設
 - ·無配当手術保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款
 - ・無配当手術保障保険 (無解約払戻金型) (001)普通保険約款 ※①のみ
 - ・無配当女性入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款
 - ・無配当女性特定疾病入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款
 - ・無配当生活習慣病入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款
 - ・無配当女性入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款
 - ・無配当生活習慣病入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款
- ●第15条 第3項の改正および第4項の新設
 - ・無配当先進医療保険(無解約払戻金型)(001)普通保険約款

上記普通保険約款の各規定を、2023年2月27日以降、つぎのとおり変更いたします。

(途中省略)

- ③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾したとき(割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取ったとき)に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時(割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時)を保険契約上の責任開始期とすることができます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者が第1項の特別条件を付加した保険契約の申込をした場合には、会社が その申込を承諾したとき(割増保険料の払込が必要で、かつ、承諾した後に会社がその第1回分を受け取った場合は、その第1回分を受け取ったとき)に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。

2. 対象のご契約のしおり・約款

①保険組曲Best (2022年5月版)

②保険組曲Best(更新・変更)(2021年6月版)

〈〈対象の特約条項および変更内容〉〉

- ●第21条 第3項の改正および第4項の新設
 - ・無配当保険料払込免除特約2020
 - ・無配当新総合保険料払込免除特約(001) ※②のみ
 - ・無配当総合保険料払込免除特約(001) ※②のみ
 - ·無配当保険料払込免除特約(001)

上記特約条項の各規定を、2023年2月27日以降、つぎのとおり変更いたします。

(途中省略)

- ③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾したときに、会社は、この特約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時をこの特約上の責任開始期とすることができます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者が第1項の特別条件を付加したこの特約の申込をした場合には、会社がその申込を承諾したときに、会社は、この特約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。

3. 対象のご契約のしおり・約款

①保険組曲Best(2022年5月版)

②保険組曲Best(更新・変更)(2021年6月版)

③つかえる保険エール・超エール(2021年4月版)

④ハッピー・チケット(2021年4月版)

⑤保険組曲(特約の更新・終身変更)(2023年4月版)

⑥無配当定期保険(2021年4月版)

〈〈対象の特約条項および変更内容〉〉

- ●第6条 第1項の改正、第2項の新設および第11条 第1項(1)の改正
 - ·特別扱保険契約特約

上記特約条項の各規定を、2023年2月27日以降、つぎのとおり変更いたします。

(特約の責任開始期)

- 第6条 この特約を付加した保険契約については、第2条(特別条件)の特別条件を保険契約者が承諾したとき (割増保険料(年増法の場合は増額部分の保険料。以下同様とします。)の払込が必要な場合は、会社がその第 1回分を受け取ったとき)に、会社は、主約款または特約条項に規定する責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第2条(特別条件)の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保 険契約者が承諾した時(割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだ場合には、その払い込んだ時)を保険契約上の責任開始期とすることができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者が第2条(特別条件)の特別条件を付加した保険契約の申込をした場合には、会社がその申込を承諾したとき(割増保険料の払込が必要で、かつ、承諾した後に会社がその第1回分を受け取った場合は、その第1回分を受け取ったとき)に、会社は、主約款または特約条項に規定する責任開始期から保険契約上の責任を負います。

(途中省略)

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

- 第11条 保険組立特約の複数の指定契約に同時にこの特約を付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が特別条件を承諾する場合には、同時に付加するすべての指定契約の特別条件について、同時に承諾することを要します。



太陽生命保険株式会社

【本計】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月~金曜日 9時~18時 土・日曜日 9時~17時

(祝日・年末年始(12月30日~翌年1月4日)は休業します)